○厚生労働省告示第二百五十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六の四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次のように登録研修機関の登録をしたので、同法第十九条の六の十七の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　登録研修機関の名称及び住所
一般社団法人日本総合病院精神医学会
東京都文京区本郷二丁目十四番四号

二　研修の業務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人日本総合病院精神医学会
東京都文京区本郷二丁目十四番四号

三　研修の業務を開始する年月日
平成二十七年四月一日

四　研修の種類
精神保健指定医研修会
新規研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第四号の規定に基づくもの）

五　登録期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第二百五十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六の五第二項において準用する第十九条の六の四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次のように登録研修機関の登録の更新をしたので、同法第十九条の六の十七の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　登録研修機関の名称及び住所
一般社団法人日本総合病院精神医学会
東京都文京区本郷二丁目十四番四号

二　研修の業務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人日本総合病院精神医学会
東京都文京区本郷二丁目十四番四号

三　研修の種類
精神保健指定医研修会
更新研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第一項の規定に基づくもの）

四　登録期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○農林水産省告示第九百四十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年六月二十一日　第六号

二　登録外国認定機関の名称及び住所
ＡＰＡ－エンジニアード・ウッド協会　アメリカ合衆国　ワシントン州　タコマ市　南十九番通り　七千十一番地　九万八千四百六十六

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
合板、集成材、構造用パネル及び単板積層材

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
アメリカ合衆国　ワシントン州　タコマ市　南十九番通り　七千十一番地　九万八千四百六十六

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町都夫良野字野背開戸七八五、七八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県大村市中岳町一六〇一の五・一六〇九の一・一六〇九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一八、一三四〇の一、一三四〇の二、一三四五の三、一五四三の三、一五四三の五、一五四六の一、一五四六の三、一五四九の一、一五四九の三、一五四九の四、一五五二の一、一五五二の二、一五五五の一、一五五六、一五六四の一、一五六四の二、一五六六の一、一五六六の二、一五六八、一五七〇、一五七一、一五七二の一、一五七二の二、一五七三、一五七四の二、一五七六の三、一五七七の一、一五七七の四、一五八七の一から一五八七の三まで、一五八八、一五九二の一、一五九六の二、一五九六の五、一五九七の一、一六〇〇の一、一六〇一の九、一六〇二の一から一六〇二の三まで、一六〇三、一六〇五から一六〇七まで、一六〇七の二、一六〇八、一六一〇、一六一一、一六二二、一六二二の二、一六二三、一六二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
中岳町一六〇七・一六二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県島原市北上木場町甲六三四の一、甲六三五の一、甲六三六の二、甲六三八の六、甲六三八の イ、甲六三八の ロ、甲六三八の ホ、甲六三八の ヘ、甲六三八の ト、甲六三八の チ、甲六三八の リ、甲六三八の ヌ、甲六三八の ヲ、甲六三九、甲六四〇の三、甲六四二の二、甲六四二の四、甲六四二の五、甲六五六、甲六八九の第一二、甲六九〇の第一、甲六九〇の第二、南上木場町甲二一八四の第二九・甲二一八四の第三〇・甲二一八四の第三六から甲二一八四の第三九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、甲二三八〇の二〇から甲二三八〇の二四まで、甲二四二一、甲二四二三の第一九、甲二四二六の三、甲二四二六の三九、甲二四二六の四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町伊岐佐字現野乙三五四、乙四七六の一

二　指定の目的　水源の涵養